

議案第 3 号

新潟市都市計画審議会運営要綱の改正について

新潟市都市計画審議会条例第 10 条の規定に基づき、新潟市都市計画審議会運営要綱の改正について審議会に諮るもの。

【新潟市都市計画審議会条例第 10 条】

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

1. 改正概要

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、不測の事態に備え、新潟市都市計画審議会（以下、「審議会」という）の WEB 会議での開催を可能とするよう別紙改正案のとおり第 6 条を追加し変更するもの。

2. 改正理由

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により濃厚接触者の自宅待機が必要となるなど、集合形式の会議への参加が困難になることが今後も想定される。
- ・令和 3 年度に書面による会議を開催したが、案件によっては委員間での活発な意見交換が困難であるなどの課題が浮かび上がるほか、新潟市の附属機関等の会議開催について、今後、感染状況が落ち着き次第、書面会議の運用は廃止される予定である。
- ・令和 3 年度に委員に対し実施したアンケートでは、過半の委員が WEB 会議システムを使用できる環境であり、要綱の改正により条例に基づく審議会の開催が可能である。

新潟市都市計画審議会運営要綱

第1条 この要綱は、新潟市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき新潟市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第7条の規定に基づき、審議会に常務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について処理することができる。

(1) 地域計画，促進区域，都市計画施設，市街地開発事業，及び地区計画等に関する都市計画の名称の変更

(2) 都市計画法施行規則第13条に規定する都市計画の軽易な変更

(3) その他前各号に準ずる軽易な事項で会長が認めるもの

3 常務委員長（以下「委員長」という。）は、委員会で処理されたものについて、審議会に報告するものとする。

第3条 会長又は委員長は、審議会又は委員会を招集するにあたり、少なくとも開会日の3日前までに議案を各委員に送付しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第4条 審議会及び委員会の議事録は、議長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとする。

第5条 議長は、議事の運営上必要がある場合には傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。

第6条 審議会は集合形式による会議を原則とするが、不測の事態により委員の全部または一部が集合形式での出席が困難であり、会長が認めた場合に限りWEB会議での開催を可能とする。なお、WEB会議での開催の場合にあっても、条例に則り会議を開催するものとする。

附 則

この要綱は、会長の定める日（平成12年5月24日）から適用する。

附 則

この要綱は、会長の定める日（令和 年 月 日）から適用する。